

公文番号 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇 〇 県 知 事
〇 〇 〇 〇 印

残余財産処分認可申請副申書

標記について、医療法第68条の2第2項に基づき、下記のとおり副申します。

記

1. 総括的意見

(関係法令等に違反していないかどうか等を審査し、当該認可をすべきかどうかについての意見を記載すること。)

2. 手続きについて

(当該申請が法令等に定める適正な手続きを経て行われているかどうかを審査し、その結果を記載すること。)

3. 残余財産の帰属者について

(残余財産の帰属者が適当であるかどうかの意見を記載すること。)

4. その他

(審査に当たって、参考になると考えられるその他の事項があれば、それについて記載すること。)